

父は仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的に避難した家族4名について、原発事故から5か月後に避難した母親の就労不能損害（6か月分）及び平成24年1月から12月までの避難雑費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（あわせて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- ① 避難費用（交通費）
- ② 避難費用（住居費）
- ③ 避難費用（面会交通費）
- ④ 避難費用（一時帰宅費）
- ⑤ 生活費増加費用（家財道具購入費）
- ⑥ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- ⑦ 幼稚園通園用品購入費用
- ⑧ 就労不能損害（申立人X2分）
- ⑨ 精神的損害
- ⑩ 避難雑費

期 間

- ①から⑧まで：本件事故発生日から平成24年12月末日まで
- ⑨：本件事故発生日から平成23年12月末日まで
- ⑩：平成24年1月1日から平成24年12月末日まで

2 和解金額

被申立人は、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、申立人らに対し、金2,990,752円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

① 避難費用（交通費）	12,720円
② 避難費用（住居費）	364,878円
③ 避難費用（面会交通費）	203,520円
④ 避難費用（一時帰宅費）	15,120円
⑤ 生活費増加費用（家財道具購入費）	150,000円

⑥ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）	480,000円
⑦ 幼稚園通園用品購入費用	6,760円
⑧ 就労不能損害（申立人X2分）	797,754円
⑨ 精神的損害	480,000円
⑩ 避難雑費	480,000円

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員のうち、金1,360,000円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項①から⑧までの損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月27日

(仲介委員 尾野恭史)